「学校法人京都精華大学任期制教員に関する規程」

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「任期法」という。)第4 条第1項第1号および第5条第2項の規定に基づき、学校法人京都精華大学(以下「学園」という。) における教員の任期に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における教員とは、任期法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員(以下「任期制教員」という。)をいう。

(職名、所属組織、任期)

- 第3条 任期制教員の対象職種、所属組織および任期等については、別表第1に定めるとおりとする。
- 2 任期の満了した教員は、第5条に基づき再任(契約更改)された場合を除き、任期満了時に退職する。

(契約等)

第4条 任期制教員を任用する場合は、別表第2に定める同意書による同意を得た上で、任期を定めた雇用契約を締結するものとする。ただし、契約期間は、2013年4月1日以降学園との間で締結された有期雇用契約の契約期間(労働契約法第18条第2項および任期法第7条第2項の規定の適用を受ける契約期間を除く。)がある場合においては、その契約期間を含め、通算して10年を超えることはできないものとする。

(再任に関する事項)

第5条 任期制教員の再任の可否に関する事項は別表第1に定めるとともに、その他再任に関する事項を別途、 各職種の規程にて定めることとする。

(その他の事項)

第6条 任期制教員において、この規程に定めのない事項は、各職種の規程にて定めることとする。

(規程の公表)

第7条 この規程を定め、または改廃した場合は、本学ホームページ等に掲載し広く周知を図る。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

- 1. この規程は、2017年9月23日に制定し、2018年4月1日から施行する。
- 2 第4条ただし書きについて、非常勤講師は、2017年度から引き続き2018年度も任用する者についてはこの限りではない。

別表1(第3条、第5条関係)

対象職種	所属組織	任期	再任(契約更改)の可否
特別任用教員 (教授·准教授·講師)	各学部(各機構・センター)	1年以内	再任可 (ただし、継続任用期間 5 年まで)
嘱託教員 (助手)	各学部	1年以内	再任可 (ただし、継続任用期間3年まで)
非常勤講師	各学部 各研究科 (各機構・センター)	1年 以内	再任可 (ただし、附則 2 に該当する者を除き、継続任用 期間 10 年まで)

同 意 書

年 月 日

学校法人京都精華大学 理事長 殿

(氏名) 即

私は、京都精華大学〇〇に採用されるに際して、学校法人京都精華大学任期制教員に関する規程第4条の規定に基づき、下記の期間、任期制教員として任用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで

以上

別表 2(第4条関係)

※○○部分には職種を記入する。